佐賀県医師会

「日医生涯教育制度認定講座」認定申請に係る留意事項

（令和７年４月）

１．令和７年４月１日以降開催の日医生涯教育制度認定講座の単位については、「医師会会員情報システム（ＭＡＭＩＳ）」の研修管理機能を使用し、主催者より提出いただいた受講者名簿をもとに受講管理を行います。ＭＡＭＩＳへの受講者登録後、受講者は自らのＭＡＭＩＳマイページより、受講証明書をダウンロード、出力することができます（本会より参加証等は発行しません）。

　　なお、単位付与にあたり、受講者はＭＡＭＩＳのマイページ登録完了が必須となりますので、ご承知おきください（医師会会員外も登録が可能です）。

２．受講者名簿については、講座終了後、原則２週間以内に本会事務局宛てご提出ください（必須項目：①佐賀県医師会会員資格の有無、②参加者氏名、③所属施設）。関係者（演者、座長等）も名簿へ記載ください。また、佐賀県医師会会員外で単位付与を希望される受講者および講師等関係者（医師のみ）は、別途「（佐賀県医師会会員外）日医生涯教育制度単位付与申請書」の提出が必要となりますので、主催者より配布いただくようお願いします。なお、佐賀県医師会会員外の医師で、単位付与を希望されない場合も受講者名簿への記載が必要です。

３．オンラインで開催される場合は、参加申込時（事前登録時）に受講者情報（佐賀県医師会会員資格の有無、参加者氏名、所属施設データ）を入手し、当日の受講者と突合し受講管理を行ってください。また、ログ等で入退室を管理いただき、受講時間を確認ください。大幅な遅刻、早退等による部分的な受講は、原則認められません。単位付与の可否は主催者にて判断ください。

４．講演会・研修会等を企画・日程調整される場合は、本会学術講演会の開催日との重複を避けるため、事前に本会ＨＰ「講演会・研修会等ご案内」内の「佐賀県医師会学術講演会等開催予定」をご確認くださいますようお願いします。

５．日医生涯教育制度認定講座の認定申請書の提出期日は、開催日１ヵ月半前迄となっていますので厳守ください。やむを得ず提出期日を過ぎた場合は、主催者・代表者名による理由書を添えて提出ください。

６．講習会等の名称および演題名に企業名および商品名は使用できません（一般名は使用可）。

７．単位申請書の際、主催代表者は佐賀県医師会会員に限ります。但し、行政等が主催し内容が会員の生涯教育に資するものについては、申請者が会員でない場合も特例的に認定講座として認めます。